

《complete the educational reform》

競争から共創、そして 響創の教育改革へ！

1. 学校支援地域本部事業について

文部科学省生涯学習政策局社会教育課の新規事業として「学校支援地域本部事業」が盛り込まれ、予算総額50億、1800カ所において平成20年度からスタートすることになった。この事業は、中学校区単位に「学校支援地域本部」を置き、学校支援ボランティア（学生ボランティア・社会人ボランティア等）による「学習支援」「部活動指導」「校内の環境整備」「登下校を含んだ子供の安全確保」等、学校支援を目指した事業である。更に、学校とボランティアとの連絡調整等を行う「地域コーディネーター」を配置することとなっている。

この事業の推進に当たり、財務省の主計官、文部科学省の担当者が、既に同様の事業を展開し、推進している小平の先導的な取組を把握し、全国的な取組の参考としたいという事で、2月20日（火）東京都教育委員会の担当者と一緒に、小平市教育委員会、小平第二中学校の視察にみえた。前述の「新しい時代を切り拓く生涯学習社会の振興方策について」の答申の中に「学校支援地域本部事業」の先導的事例として紹介されている。（資料参照）

小平市においては、学校間の温度差はあっても全ての小・中学校で学校支援ボランティアの導入が進んでいる。今後は、学校と家庭、地域社会、教育行政の一層の連携協力を進め、全市的な充実を図るために、学校支援ボランティアコーディネーター配置校を重点に本事業を広げ、「地域ぐるみで子どもを育てる」本事業に取り組んでいきたいと考えている。

東京都教育委員会も新しい教育ビジョンにおいて、東京都の教育の方向性として、「社会全体で子供を育む」と「生きる力の育成」を挙げている。この流れは全国的な教育改革の方向であり、それぞれの教育行政、学校が具体的な方策を講じ、取り組むことになる。

参考資料

中央教育審議会は、平成8年、第一次答申において、「地域教育連絡協議会」や「地域教育活性化センター」の設置を提言している。このことは、地域における子供の教育を、教育行政や学校のみ責任において行うのではなく、保護者や地域住民が自分たちの問題、地域社会の問題として、地域社会を挙げて取り組むことを示唆している。

この趣旨を生かし、保護者、地域住民と一体となって子供の健全育成に取り組むため

に、校長は、学校運営に関し、保護者や地域住民に、必要に応じて助言を求めるような組織のあり方、その構成メンバー等、検討を進めることが必要である。

※ これからの公教育においては、「学校の教育目標は、保護者や地域住民に向けて公約した学校の達成すべき課題である。」との認識の下、校長は、学校の教育目標や教育計画（教育課程）、学年・学級経営案や教科の指導計画までも、保護者や地域住民に対して説明し、理解と協力、支援を求めると共に、一定期間の結果と成果を公表し、校長としての責任ある評価を説明することが必要となる。それらの取り組みを通して、保護者、地域住民の声を新たな教育課題として教育活動に取り入れることについても、検討を始める必要がある。

平成9年度 校長会議・教頭会議資料より

政府公報番組 ジャストジャパン

神奈川テレビをキーステーションに全国13のUHF局で放映

地域ぐるみで子どもを育てる

～学校支援地域本部スタート～

文部科学省生涯学習政策局

2. 改正教育基本法

- 平成18年12月15日、第165回臨時国会において新しい教育基本法が成立し、12月22日公布・施行された。

昭和22年に制定された教育基本法は、戦後の混乱の中から我が国を立て直し、世界に追いつき、追い越すためには、教育を新しい視点から見直し、日本の将来を子供たちに託すしかないとの思いから制定され、国民皆教育の下、見事に復興を成し遂げた。しかし、今日の社会の、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、差し迫った地球環境問題等、我が国の社会や教育を巡る状況は急速に変化し、様々な問題が派生している。

しかし、これまでの教育基本法の下に進められた教育は、驚異的な高度経済成長を支え、日本の教育制度が我が国の発展に寄与したことは間違いない。そこで、これまでの教育基本法の理念や普遍的な考え方、方向は大切にしながらも、今日の社会状況から求められる新たな教育の目的や理念、施策等の基本や方向付けを明確に定めることとしたものである。

3. 学校教育法の一部改正

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的、目標が見直された。

このことにより、各小・中学校の教育目標や経営方針についても検討が必要となる。

- 副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校力を強化した。

東京都においては、既に教頭を副校長と称しており、新たな教頭は置かない予定。

4. 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正

- 教員免許更新制を導入し、（あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し）教員に対する信頼を確立する仕組みを構築する。

指導力不足教員や学級崩壊の話題から、学校や教員に対する不信、不満が噴出した。改正教育基本法を受け、その対応策として法改正がなされた。初任者も多くなってきている。ベテラン層の教員にも該当者がいる。校内組織を活用し、絶えず研修に励み、資質向上に努めることが重要な課題となる。（教員の資質・能力を目指す研修は、教員一人一人の任意性と自発性による。）

5. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

- 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子供を学校に預けうる体制を構築する。
- 教育委員会制度を含め、昨年話題となった「形骸化している教育委員会」という批判に正面から応えることのできる行政委員会としての確立を目指す事が大事。

6. 教育再生会議の報告をどう活かすか

昨年12月25日に、「社会総がかりで教育再生を」～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～とした、第三次報告が出された。この提言を教育の現場で実行して行くには、学校、家庭、地域、行政が一体となって解決していかなければならない課題も多いが、実施に向けて挑戦していく気概が何よりも望まれる。そのためにも、まずは報告書の内容を読み取り、教育再生に向けた小平市の課題の位置づけとその具体的な実施プログラムを明らかにしていくことが大切になる。このことは、前述における、「東京都教育ビジョン」に基づく、「小平の教育改革ビジョン」に連なるものであり、このことを抜きにして各学校の教育活動を進めていくようでは、新たな教育課題に挑戦する学校のマネジメント能力が疑われ、信頼を失うばかりではなく、応援も失うことになる。このことは、教育行政も全く同じ事であり、これまで多くの皆さんに「地域が関わり、支え、応援する」という学校支援ボランティアの精神を理解していただき、多くの協力者、支援者の下、学校教育の充実に努めてきたが、これとて、これから先も保証されたものではない。そのためにも、学校と家庭、地域社会、教育行政との好ましい関係づくりに意を尽くしていくことが大事である。様々な教育改革や教育再生に向けた提言や報告を、これからの小平の教育にどう活かしていくかが問われる正念場に踏み込んだことを共通の認識として確認し、共に取り組んでいかねばならない。

7. 教育振興基本計画について

改正教育基本法第17条に基づき、政府に策定が義務づけられていた「教育振興基本計画」が、4月18日、中央教育審議会より文部科学大臣に答申された。

『教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～』が示すように、本振興基本計画は、今後我が国が目指すべき教育の方向と在り方を示したものであり、いつも言うように、改革の趣旨をしっかりと理解し、小平の、各小・中学校の教育計画に位置づけ、確実に取り組んでいくことが求められる。その内容は大きく四つの章から構成されている。

第一章 我が国の教育を巡る現状と課題

第二章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

第三章 今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策

第四章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

なかでも、今後5年間で重点的に取り組むべき事項として特徴的なものを挙げると、

◎ 確かな学力の保証

○新学習指導要領の実施

「確かな学力」を養うとともに、「生きる力」を育成する

平成20年度に周知を図る

平成21年度から可能な限り先行実施（移行措置）

新学習指導要領に基づく教科書による完全実施

小学校は、平成23年度

中学校は、平成24年度

そのために、教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など、教育を支える条件整備を着実に進めることとしている。

○学力調査による検証

検証・改善サイクルの確立に向け、全国学力・学習状況調査を継続して実施する。

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

○教員の資質向上

頑張る教員の処遇の改善

教員養成課程の改善

採用方法の改善

厳格な人事管理

研修の充実

平成21年度からの教員免許更新制の実施

○教員の子どもと向き合う環境づくり

必要な教職員定数の措置

外部人材の活用 退職教員や経験豊かな社会人

調査の見直し

事務の簡素化・外部化

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告すると共に、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育委員会内部でも一部の職員と、小平市としての教育基本計画策定について話題にしてきたが、国の教育振興基本計画、並びに新東京都教育ビジョンを受け、今後小平市においても、小平市としての教育基本計画を定め、議会へ報告することになるであろう。学校や地域の声を聞きながら、今年度はその準備の年としたい。

8. コミュニティ・スクールについて

最新のコミュニティ・スクールの指定状況

平成20年4月1日現在	343校（平成19年度より、146校の増）
	幼稚園 17園
	小学校 243校
	中学校 76校
	高等学校 3校
	特別支援学校 4校

平成20年度以降の指定予定校数 210校

これからの教育改革の指針とこだいらが進める教育について

小平市教育委員会教育長 坂井 康宣

改正教育基本法の下、『教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～』が中央教育審議会より文部科学大臣に答申されました。本振興基本計画は、今後我が国が目指すべき教育の方向と在り方を示したものであり、その内容は、第一章 我が国の教育を巡る現状と課題、第二章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿、第三章 今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策、第四章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項、の四つの章から構成されています。

これまで小平市教育委員会は、21世紀を展望した「こだいらの教育改革」を実現するため、学校・家庭・地域社会と教育行政が連携をとりながら、その実現に向けた具体策に取り組んできました。学校説明会、学校公開週間、学校関係者評価、教育実践報告会や学校の様々な教育活動への学校支援ボランティアの積極的な導入。東京学芸大学と協定を結

び、近隣の大学とも連携した学校教育、社会教育における多彩で多様な特色ある活動の展開。保護者・地域住民と共に地域コミュニティの核となる学校創りや生涯学習社会の構築等を進めてきました。平成9年、中央教育審議会が示した「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第二次答申において、「地域教育連絡協議会」や「地域教育活性化センター」の設置が提言されましたが、このことは、地域における子供の教育を、教育行政や学校のみ責任において行うのではなく、保護者や地域の皆さんが自分たちの問題、地域社会の問題として、地域社会を挙げて取り組むことを示唆していました。小平市教育委員会ではこの趣旨を生かし、いち早く保護者、地域の皆さんと一体となって、確実に小平の教育改革を推進するために、「21☆こだいらの教育改革アクションプラン」を策定し、小平発「競争から共創の教育改革へ」の下、それぞれの小・中学校が特色ある学校創りに取り組んできました。なかでも、保護者や地域の皆さんから助言を求める学校経営協力者の制度を設けたことにより、皆さんの支援が学校経営を支える大きな力となっています。その他、サポートネット事業やプラットフォーム事業、コーディネーター養成講座等に取り組んできました。さらに、今年度より文部科学省の新たな委託事業として「地域教育支援本部」事業等に取り組むことにしました。これからの公教育においては、「学校の教育目標は、保護者や地域住民に向けて公約した学校の達成すべき課題である。」との認識の下、校長は学校の経営方針や教育計画、学年・学級経営や教科の指導計画を保護者や地域の皆さんに説明し、理解と協力、支援を得ると共に、一定期間の結果と成果を公表し、校長としての責任ある評価を説明することが必要となります。そして、それらの取り組みを通して保護者、地域の皆さんの声を新たな教育課題として学校経営に取り入れる仕組みを構築していく必要があります。小平市の小・中学校の殆どが既に新しい学校創りに取り組んでいます。学校と地域力との融合を、「家庭・地域社会との連携を目指す学校のグランドデザイン」として位置づけ、コミュニティ・スクールの実現を目指していきます。未来を託す子供たちの教育に一層のご理解とご支援をお願いいたします。

(小平市教育委員会だより 5月号より)

9. スクールソーシャルワーカーについて

文部科学省の1月31日付メールマガジンを見ていたら、上記の内容が目にとまった。

文部科学省児童生徒課では、平成20年度からの新規事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施することが紹介されていた。

「スクールソーシャルワーカー」という言葉自体が目新しく、スクールカウンセラーとの関係はどうなるかについてはまだまだ活動目的や領域について未解決の部分があり、これからの実証的な研究の成果に待たれることが多いが、このことについては既に昨年の合同会議において、「これからの児童生徒指導には、ケースワーカー的なスクールカウンセラーの他に、グループワーカー的な役割を担う、『ソーシャルワーカー』の学校現場への導入問題が話題になってくる。」ことを話している。今回「スクールソーシャルワーカー」という名称で、学校現場への導入の実証検討がなされることは大いに歓迎するところである。これまでも、多くの教師が「カウンセリングマインド」を身につけるための研修が実施され、児童生徒対応にその手法を活かすようにとの取組はあった

が、健全育成の目的からすると、「ケースワーク的手法」よりも、「グループワーク的手法」こそが学級担任には必要な資質であると考え、私自身、学級経営や特別活動の分野で実践してきたし、教職員への指導もしてきた。今後の文部科学省の取組に注目し、「スクールソーシャルワーカー」の活用についても管理職の立場から研究していくことが必要である。

10. 「公立学校における学校問題検討委員会」設置要綱

6月3日から施行

公立学校における教職員の負担を軽減するとともに、保護者等との相互理解を深めるため、「公立学校に於ける学校問題検討委員会」を設置する。

- (1) 保護者等の苦情・要望を巡る状況に関する課題と今後の取組の方向性の検討に関すること。
- (2) 今後の取組の方向性を実現するための具体的な施策に関すること。
- (3) 前各2号に掲げるもののほか、必要な事項。

11. 東京都公立学校校長職候補者選考「職務論文」実施要領 を参照 職務論文の目的

学校教育を取り巻く状況が激しく変化する中で、校長には、教育に対する都民の期待を深く理解し、その職責の重大さを自覚し、先見性を持って学校経営が推進できる実践能力の高い人材が求められます。

こうしたことから、職務論文は副校長等教育管理職としての実践等を踏まえ、校長職の立場から現在勤務する学校の経営上の課題について、自ら設定し、その課題解決に向けて具体的な解決策を提言させることにより、校長職としての適性を判断する者です。

1. これまでの学校状況はどうであったのか。どのようなことに取り組み、その結果はどうであったのか。どのような成果があったのかを明らかにして、現在抱えている課題は何であるかを明確にする。
2. 課題解決に向け、その目的を明確に示し、解決に適した具体策と取り組む活動内容、事後評価と評価内容を明らかにする。
3. 課題解決に向けた、保護者や地域への広報活動の具体策は。
4. 継続的な展開を進めていくための具体策は。